

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

国民年金及び厚生年金保険の障害年金受給者について、日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査対象及び調査客体

2019（令和元）年12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の障害年金の受給者（約210万人）を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した22,800人を調査の客体としている。

## 3. 調査時点及び調査期間

調査時点：2019（令和元）年12月1日

調査期間：2019（令和元）年12月16日～2020（令和2）年1月14日

## 4. 調査方法

調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

## 5. 回答状況

第I-1表 有効回答等の状況

調査客体数	回収数	有効回答数	回答率
22,800 件	15,860 件	15,831 件	69.4 %

## 6. 集計及び結果の公表

- ① 制度・障害等級、年齢階級、男女別に層を区分し、比推定を行っている。
- ② 制度・障害等級について、  
「厚生年金1級」は、1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、  
「厚生年金2級」は、2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、  
「厚生年金3級」は、3級の障害厚生年金を受給している者、  
「国民年金1級」は、1級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）、  
「国民年金2級」は、2級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）を対象としている。なお、それぞれ1985（昭和60）年改正以前（旧法）の受給者を含む。
- ③ 「国民年金」は、20歳前に初診日がある傷病による障害の状態になった者が、20歳に達した日（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）において、1級または2級の障害の状態にある者（およそ803千人）を含む。

④ 集計する項目には、調査の結果得られる事項の他に、日本年金機構が保有する 2019(令和元)年 8 月時点での業務上のデータ等から得られる情報(以下、「基本情報」という。)がある。

「Ⅱ 集計客体の特性」は、基本情報のみから得られるデータに基づき集計したものである。

※ 基本情報には、性別、制度(国民年金・厚生年金)、障害等級、年齢階級、年金月額階級、配偶者加給金対象者の有無、子の加給金対象者数、傷病名がある。なお、年金月額は障害を事由とする年金の受給額である。

⑤ 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」と合わない場合がある。

⑥ 表章記号は以下のとおりである。

「-」	計数のない場合
「・」	統計項目のありえない場合
「0」	推計数が表章単位の 0.5 未満の場合
「0.0」	比率が微小(0.05 未満)の場合

⑦ 調査票にて「2 つまで回答可」としている問に対し、3 つ以上回答しているものについては、「その他の組み合わせ」として集計を行っている。

⑧ 利用にあたっては、本調査の集計値には標本調査に伴う標本誤差があることに注意を要する。